

防官文（事）第341号
29.9.21

防衛装備庁長官 殿

事務次官
(公印省略)

防衛装備庁の保有する行政文書の開示等の適切な実施について（通知）

標記について、南スーダン派遣施設隊「日々報告」の管理状況に関する特別防衛監察の結果を踏まえた情報公開における再発防止に万全を期すため、防衛装備庁の情報公開に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第30号）及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛装備庁の情報公開に関する訓令の施行について」（装官総第157号。27.10.1）によるもののほか、下記の事項について措置されたい。

記

防衛装備庁の開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行うに当たっては、その旨を事前に防衛省大臣官房文書課情報公開査察官へ通知すること。